

大分県障がい者計画(素案)に対する県民意見募集の結果

1 実施期間:平成30年12月17日(月)～平成31年1月21日(月)

2 提出意見:23件(下記のとおり)

	意見の概要	反映内容等
1	<p>第1章 1 計画の基本理念 (1)の文章は障がい者の「自立」概念を述べています(条例第3条にも該当)。また第2項の記述中「障がい者の意欲や能力を引き出す」は旧来の障がい概念を引きずっているとも思われるため、障がい者の主体性を論じた文章がこの項に必要です。</p> <p>「=バリア」を削除 個人の特性(個人モデルでいうところの障害)が社会的障壁により「障がい」となるのであって、障がい=バリアという説明は明らかな間違いです。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、基本理念における共生と自立の概念構成がより明確になるよう修正します。</p> <p>「=バリア」については、ご指摘を踏まえ削除します。</p>
2	<p>第1章 2 各分野に共通する横断的視点 (3)障がい特性等に配慮した支援 「症状」の語を、「症状や障がい特性」とする。 精神障がい者においても、障がい特性は症状と言いかえができない部分がある。発達障がいの場合は、確かに診断はついているが、病的状態ではなく認知特性のために発現するものすなわちまさに「障害」というべきであり、症状ではなく「障がい特性」と表現すべき。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>
3	<p>第3章 第1節 共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護 (1)権利擁護の推進 ② 苦情解決制度の周知 「充実と周知」と加筆 ④ 問題解決のため… 適切な対応システムの構築をめざす 県条例および実務レベルで権利侵害・差別事案への対応システムが脆弱であることは大分県の最大の課題と考えられるので、今後の体制強化・システム化を施策の方向に盛り込まないといけないと考える。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>

	意見の概要	反映内容等
4	<p>第3章 第1節 共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護 (4)合理的配慮の推進 ①の2行目、「その実現に伴う負担が過重でないときは」を削除。 障害者権利条約等の定義上、合理的配慮の「合理的」には「過重な負担を課さない」という意味があるので、現行の文章では過重な負担について強調してしまい、合理的配慮の実現を制約する脅威となる危険がある。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、該当部分を削除します。</p>
5	<p>第3章 第2節 地域生活支援 2 在宅サービス等の充実 (1)在宅サービスの充実 ④介護保険サービスへの円滑な移行 介護保険サービスは負担金をはじめ多くの制約があり、障がい者は必要なら障害福祉サービスと介護保険サービスを併用することが認められているため、移行を前提とする記述は望ましくない。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、介護保険サービスへの移行を前提としない表現に修正します。</p>
6	<p>第3章 第2節 地域生活支援 2 在宅サービス等の充実 ⑦(WAM NET)の「障がい福祉サービス事業所検索システム」において公表同システムへのアクセスを容易にする手立てが必要。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、県庁ホームページや、県で作成している「障がい者福祉のしおり」等に掲載するなどして周知を図ります。</p>
7	<p>第3章 第2節 2 在宅サービス等の充実 ・重度障がい者、高齢障がい者の住まいの確保 ・それに伴う支援者の確保の必要性 障がい者の重度化や高齢化に伴い、「親なきあと」の住まいの場の確保が必須となるが、手厚い支援(設備や支援者の確保)も同時に必要となってくる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、高齢障がい者や重度障がい者を受入れるグループホームの整備促進についてや、居住支援法人の指定促進について追記します。</p>
8	<p>第3章 第2節 地域生活支援 2 在宅サービス等の充実 (3)入所施設・病院からの地域生活への移行促進 ②施設入所者、入院患者の削減 削減の語を使わず、「施設入所者、入院患者の地域生活への移行を進めます」等と表現する。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、地域生活への移行を進める旨、修正します。</p>

	意見の概要	反映内容等
9	<p>第3章 第2節 3 障がいのある子どもへの支援 (1)</p> <p>⑩障害児通所支援事業所の支援内容の平準化と質の向上を図るため、国の「児童発達支援ガイドライン」や「放課後等デイサービスガイドライン」を踏まえ……。</p> <p>国が示しているものは、児童においてこの2つしかないもので、等でくらずに名前をしっかりとしてはどうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、当該ガイドラインについて追記します。</p>
10	<p>第3章 第2節 3 障がいのある子どもへの支援</p> <p>保護者の障がい受容を支援すること</p> <p>そのためにも地域住民の障害理解を促進することを付け加える。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、パンフレット作成・配布や講演会等を通じた県民への普及啓発について追記します。</p> <p>※なお、障がいの受容に向けた支援は、ペアレントメンターとペアレントプログラムについての記載部分で反映しています。</p>
11	<p>第3章 第2節 4 福祉介護人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材確保のため、福祉の現場環境改善(待遇など) ・広く福祉の仕事を知ってもらうための広報活動など ・交流の機会 <p>サビ管や相談支援専門員の確保も必要だが、それ以前に障がい福祉施設に従事する人手が不足しており、資質向上以前の問題となっている。そのため一人にかかる責務が増え、それが為にまた人がいなくなる、という負のスパイラルです。職場定着や福祉の現場で働きたいと思うような環境づくりが必要。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、福祉人材の職場体験、就職説明会、職業紹介等の人材確保策や、処遇改善・職場定着の推進について追記します。</p>
12	<p>第3章 第2節 4 福祉介護人材の育成・確保</p> <p>意思決定支援についても加筆が必要。支援者にとって意思決定支援が重要な課題であることは周知であり、人材育成の観点から(「親亡き後の問題」に対応するという点でも)、強度行動障害対応の前の一般的課題として意思決定支援に関する研修・人材育成が不可欠。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、意思決定支援に関する研修・人材育成について追記します。</p>
13	<p>第3章 第2節 6 情報・コミュニケーションの支援</p> <p>知的障がい者、発達障がい者もコミュニケーション障害をもつことが多く、支援の対象に含める。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、知的障がい者や発達障がい者のコミュニケーション支援について追記します。</p>

	意見の概要	反映内容等
14	<p>第3章 第2節 6 情報・コミュニケーションの支援 (2)</p> <p>④行政情報の提供</p> <p>視覚に働きかける配慮の必要性 ルビだけでなく、イラストなどをふんだんに用いて目を引くようなかたちを増やしていくと知的障がい者も分かりやすい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、視覚的に分かりやすい配慮について記載します。</p>
15	<p>第3章 第3節 2 医療・リハビリテーションの充実</p> <p>⑦は重要度の高い課題であり、広く障がい児・者全般に関係するので、最後ではなく、②に述べる。また「普及啓発」だけでなく、具体的方法等に関する研修等の取り組みを入れる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「現状と課題」に追記するとともに、項目の順番を改め、医療関係者と連携して取り組む旨を記載します。</p>
16	<p>第3章 第4節</p> <p>2 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上</p> <p>(2) 全ての教職員が学べる機会の確保</p> <p>全ての教職員が障がい特性と、それに伴う児童生徒の困りや教育ニーズについて学ぶ機会を用意すること。</p>	<p>第三次大分県特別支援教育推進計画をうけ、平成30年度より、エリア別特別支援教育コーディネーター研修を実施しています。各学校1名を研修受講者とし、研修内容を学校に持ち帰り、全ての教員を対象に伝達研修の実施を進めています。</p>
17	<p>第3章 第7節</p> <p>1 障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進 施策の方向</p> <p>第4章 1 連携・協力体制の確保</p> <p>いずれも、具体的な方策を記述する。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、まちづくりの総合的推進について具体例を追記します。</p> <p>なお、第4章1の連絡・協力体制の確保についての具体的な進め方については、毎年度の各事業の中で取り組んでまいります。</p>
18	<p>第3章 第7節</p> <p>安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進</p> <p>(1)公共交通機関の改善整備</p> <p>JRの無人化に対策は講じられないのか？</p> <p>バリアフリーも必須ですが、知的障がい者は何か不具合が生じた際に臨機応変に対応することが苦手な方が多く、駅員さんがいなくなったことで利用しなくなる人も。移動の機会をなくしてしまうため、何か配慮を働きかけていく必要がある。</p>	<p>公共交通は障がい者の地域生活にとって必要不可欠であることから、ご指摘を踏まえ、障がい者に配慮した対応の充実を要請する旨、記載します。</p>
19	<p>第3章 第7節</p> <p>安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進 (1)</p> <p>3 移動・交通手段の確保 (3) 移動支援の充実</p> <p>点字ブロック整備の必要性</p> <p>道を歩いていると、点字ブロックの上に自転車が置いてあったり、点字ブロックが破損している箇所があり、足が引っかかって転倒する恐れがあるので、点検や整備、また歩行の妨げとなる行為を防ぐ手だてを考えていく必要がある。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、点字ブロックの整備や、自転車の違法駐車への指導啓発について追記します。</p>

	意見の概要	反映内容等
20	<p>第3章 第7節 安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進 防災を防犯と分離し、独立した項とする。防災は県条例でも県の責務としてある重要事項。県庁内の組織のあり方を含め、重要な事項として県全体で取り組むためにも、独立した項目とすべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、下記のとおり項目を独立させます。 第3章 第7節 4 防犯・防災対策の推進 ↓ 4 防犯対策の推進 5 防災対策の推進</p>
21	<p>第3章 第7節 2 相互理解の促進 (2)①学校における障がい児・者理解の促進 当事者の話を聞き、直接触れ合う機会を確保することを指針とする。</p>	<p>県教育委員会では、「大分県人権教育推進計画(改訂版)平成27年2月」に基づき、触れ合う機会の確保を始め障がい者に関する人権教育について、関係部局、課、室等との密接な連携をもとに全庁体制で推進しています。</p>
22	<p>第5章 2 障がい福祉サービス量の見込み 説明のタイトルを内容に合ったものに変更する。算出根拠を示す。</p>	<p>算出根拠については各市町村からのサービス見込量の積み上げ集計ですので、ご指摘を踏まえ、その旨を文中に追加記載します。</p>
23	<p>総論的意見 計画の内容及び計画に込められた理念が行政全体で共有され、県民全体に理解が広がるよう、意欲的な取り組みを展開する決意を感じさせる計画にしていきたい。</p>	<p>今回のパブリックコメントにおけるご指摘を反映させ、各分野における施策の充実に取り組みます。また本計画の周知を図り、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の浸透を図ってまいります。</p>